

**水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について  
第 2 次報告概要**

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条に基づき定められている水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準については、現在、全亜鉛及びノニルフェノールの 2 項目並びに要監視項目 3 項目が定められている。

今般、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会において水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について審議を行い、以下のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

( 1 ) 基準値等

<新たに追加する項目及び基準値(指針値)>

	物質名	水域	類型	基準値 (mg/L)
環境基準	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	淡水域	生物 A	0.03
			生物特 A	0.02
			生物 B	0.05
			生物特 B	0.04
		海域	生物 A	0.01
			生物特 A	0.006
	物質名	水域	類型	指針値 (mg/L)
要監視項目	4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001
			生物特 A	0.0007
			生物 B	0.004
			生物特 B	0.003
		海域	生物 A	0.0009
			生物特 A	0.0004
	アニリン	淡水域	生物 A	0.02
			生物特 A	0.02
			生物 B	0.02
			生物特 B	0.02
		海域	生物 A	0.1
			生物特 A	0.1
	2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03
			生物特 A	0.003
生物 B			0.03	
生物特 B			0.02	
海域		生物 A	0.02	
		生物特 A	0.01	

<引き続き要監視項目とする項目及び指針値>

	物質名	水域	類型	指針値 (mg/L)
要監視項目	クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7
			生物特 A	0.006
			生物 B	3
			生物特 B	3
		海域	生物 A	0.8
			生物特 A	0.8
	フェノール	淡水域	生物 A	0.05
			生物特 A	0.01
			生物 B	0.08
			生物特 B	0.01
		海域	生物 A	2
			生物特 A	0.2
	ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1
			生物特 A	1
			生物 B	1
生物特 B			1	
海域		生物 A	0.3	
		生物特 A	0.03	

(2) 環境基準項目等の検討

目標値を導出した 4 物質及び要監視項目 3 項目について、公共用水域要調査項目等の水質調査結果を用いて検討を行った。

1) 新たに目標値を導出した物質

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

公共用水域における直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の検出については、公共用水域要調査項目調査結果等多くの調査結果がある。公共用水域の海域における調査地点は、平成 19 年度から平成 23 年度の近年 5 年間でのべ 22 地点あり、目標値を超過する地点はなかったが、淡水域における調査地点は平成 19 年度から平成 23 年度の近年 5 年間でのべ 891 地点（以下「全地点」という。）あり、目標値と淡水域における検出状況を比較すると、生物 A の目標値を超過する地点が全地点中のべ 41 地点、生物特 A の目標値を超過する地点が全地点中のべ 63 地点、生物 B の目標値を超過する地点が全地点中 30 地点、生物特 B の目標値を超過する地点が全地点中 35 地点であった。

このため、全国的な環境管理施策を講じて、公共用水域における濃度の低減を図ることが必要であり、環境基準項目として設定することとする。

4-t-オクチルフェノール

公共用水域における 4-t-オクチルフェノールの検出については、公共用水域要調査項目調査結果等多くの調査結果がある。目標値と公共用水域における平成 19 年度から平成 23 年度の検出状況を比較すると、4-t-オクチルフェノールは公共用水域において一般域の目標値より低いレベルで検出されているが、淡水域の生物特 A の目標値については、これを超過する地点が 1 地点ある。また、淡水域及び海域において

目標値の10%値の超過がみられた。

このため、当面監視を行うこととし、その結果をもって全国的な環境管理施策の必要性を検討することが妥当であると考えられることから、要監視項目として設定することとする。

#### アニリン

公共用水域におけるアニリンの検出については、公共用水域要調査項目調査結果がある。目標値と平成15年答申以降の公共用水域における検出状況を比較すると、アニリンは海域においては目標値を超過する地点はなかった。また、淡水域においては、平成17年度に目標値を超過する地点が1地点みられるが、同地点で平成18、19、20年度においても調査が行われており、同地点で継続的な超過は見られない。また、淡水域において平成19年度に目標値の10%値の超過が見られたが当該地点は目標値を超過した地点と同じ地点である。

このため、当面監視を行うこととし、その結果をもって全国的な環境管理施策の必要性を検討することが妥当であると考えられることから、要監視項目として設定することとする。

#### 2,4-ジクロロフェノール

公共用水域における2,4-ジクロロフェノールの検出については、公共用水域要調査項目調査結果等多くの調査結果がある。目標値と平成15年答申以降の公共用水域における検出状況を比較すると、2,4-ジクロロフェノールは目標値の超過はみられなかったが、生物特Aの目標値の10%値の超過が2地点みられた。

このため、当面監視を行うこととし、その結果をもって全国的な環境管理施策の必要性を検討することが妥当であると考えられることから、要監視項目として設定することとする。

### 2) 要監視項目

#### クロロホルム

公共用水域におけるクロロホルムの検出については、要監視項目存在状況調査結果がある。目標値と公共用水域における検出状況を比較すると、クロロホルムは公共用水域において一般域の指針値より低いレベルで検出されているが、生物特Aの指針値については、これを超過する地点がある。

このため、引き続き要監視項目として監視を行っていく必要がある。

#### フェノール

公共用水域におけるフェノールの検出については、要監視項目存在状況調査結果がある。指針値と公共用水域における検出状況を比較すると、フェノールは公共用水域において一般域の指針値を超過する地点が1地点ある。

このため、引き続き要監視項目として監視を行っていく必要がある。

#### ホルムアルデヒド

公共用水域におけるホルムアルデヒドの検出については、要監視項目存在状況調査結果がある。指針値と公共用水域における検出状況を比較すると、ホルムアルデヒドは指針値の超過はみられなかったが、淡水域において、指針値の10%値の超過が1地点みられた。

このため、引き続き要監視項目として監視を行っていく必要がある。

## (参考) 現行の水生生物の保全に係る水質環境基準等について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められている水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準については、現在、全亜鉛及びノニルフェノールの2項目、要監視項目3項目が定められている。

### < 現行の環境基準（要監視項目）及び基準値（指針値） >

	物質名	水域	類型	基準値 (mg/L)
環境基準	全亜鉛	淡水域	生物 A	0.030
			生物特 A	0.030
			生物 B	0.030
			生物特 B	0.030
		海域	生物 A	0.020
			生物特 A	0.010
	ノニルフェノール	淡水域	生物 A	0.001
			生物特 A	0.0006
			生物 B	0.002
			生物特 B	0.002
海域		生物 A	0.001	
		生物特 A	0.0007	
	物質名	水域	類型	指針値 (mg/L)
要監視項目	クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7
			生物特 A	0.006
			生物 B	3
			生物特 B	3
		海域	生物 A	0.8
			生物特 A	0.8
	フェノール	淡水域	生物 A	0.05
			生物特 A	0.01
			生物 B	0.08
			生物特 B	0.01
		海域	生物 A	2
			生物特 A	0.2
	ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1
			生物特 A	1
生物 B			1	
生物特 B			1	
海域		生物 A	0.3	
		生物特 A	0.03	